



休学・復学・退学するとき

必要な手続きの流れ

1

指導教員に相談

2

申請書類を作成、
各キャンパス事務室へ提出

3

手続き内容をグローバル推進室にメール

4

許可証発行

在留資格「留学」ビザを持ち、休学・復学・退学の手続きをしたい留学生の方は、まず指導教員に相談してください。

申請書類を提出した後は教授会で審議され、許可された場合は許可証が発行されます。申請から許可証発行まで**約2か月**かかります。時間に余裕をもって、申請してください。

また在留資格について説明する必要があるため、手続きしたい内容についてグローバル推進室までメールで連絡してください。

メール問合せ先：intstu@yokohama-cu.ac.jp



休学するとき

注意事項

休学の場合、**在留資格「留学」のビザでは日本に滞在することができません。**
すぐに出国するか、在留資格の変更が必要です。また休学期間中に日本でアルバイトをすることはできません。留学生を対象とした寮や奨学金の中には、在留資格「留学」のビザ以外では提供を受けられないものがあるので注意してください。

※参考

出入国在留管理庁：在留資格変更許可申請

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



復学するとき

再入国のため、ビザ申請の手続きが必要となるときは、
復学する4か月前までに、下記書類を準備しグローバル推進室までメール添付して提出ください。

1	在留資格認定証明書申請書	1、9の用紙は下記よりダウンロード https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html
2	証明写真	縦4cm×横3cm、1部、1の申請書に貼付
3	理由書	書式自由、A4×1部、今回復学する理由について記載
4	在学証明書	発行から3ヶ月以内
5	成績証明書	発行から3ヶ月以内
6	復学許可証	発行から3ヶ月以内
7	パスポートのコピー	顔写真のページ、1部
8	学生証のコピー	両面のコピーが必要
9	経費支弁証明書	家族より仕送りを受ける場合、提出が必要
10	銀行残高証明書	日本での生活費を負担する全員分の証明書が必要
11	奨学金の受給証明書	奨学金の受給予定がある場合



退学するとき

注意事項

退学の場合、**在留資格「留学」のビザでは日本に滞在することができません。**

「活動機関に関する届出（離脱）」を、退学後14日以内に出入国在留管理庁に提出してすぐに出国しなければなりません。出国の際には、空港で在留カードを返却してください。また退学後も日本に滞在する場合は、在留資格の変更が必要です。

※参考

出入国在留管理庁：所属（活動）機関に関する届出

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html



休学・復学・退学するとき

問合せ先

ご不明な点がございましたら、下記窓口へお問い合わせください。

■身分異動（休学、復学、退学）するときの申請書類について
各キャンパス 事務室（※八景キャンパスは教務課）

■身分異動（休学、復学、退学）するときの在留資格について
グローバル推進室

intstu@yokohama-cu.ac.jp

